委　託　契　約　書

収入 印紙

京都府を甲とし、**（施行時記入）**を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

（契約要項）

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等

令和５年度府立高校生ハイブリッド型英語研修提供業務

(2) 予定数量　100 人

(3) 契約単価**（施行時記入）**円（１人当たり）

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額**（施行時記入）**円）

(4) 委託期間　　**（施行時記入）**　　から令和５年８月 31 日まで

(5) 契約保証金　**（施行時記入）**　円

※会計規則第 159 条第２項各号のいずれかに該当する場合は免除と記載します。

(6) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率　　年〇〇パーセント

(7) 参加者の決定時に最低催行人数に達しない場合は、甲と協議の上、研修を中止することができることとするが、その場合、委託料の請求はできない。

（契約保証金）**（※　契約保証金免除の場合は条文を削除します）**

第１条の２　甲は、前条第５号の契約保証金を第８条第１項の遅延賠償金及び第 11 条第１項の違約金に充当することができる。

２　甲は、第５条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

（業務の処理の方法）

第２条　乙は、別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

２　乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（処理状況の調査等）

第３条　甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（委託業務の内容の変更）

第４条　甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務完了報告及び検査）

第５条　乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

２　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日（以下「検査期間」という。）以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

３　乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

４　第１項及び第２項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

（委託料の支払）

第６条　乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

３　甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第１条第６号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

４　前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第７条　甲が第５条第２項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第３項及び第４項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第８条　乙は、第１条第４号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、当該業務を完了できなかった数量に契約単価を乗じて計算した額に第１条第６号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２　前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第６条第４項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約の解除）

第９条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1)　乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)　乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3)　乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(4)　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1)　第４条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、予定数量が３分の２以上減少したとき。

(2)　甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（談合等による解除）

第１０条　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第１項に規定する納付命令又は第64条第１項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2)　乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3)　前２号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）
第１１条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から業務を実施した数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の１を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第２項の規定により第２号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。
(1) 第９条第１項の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当するときとみなす。
(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
3　甲は、第９条第２項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定数量から業務を実施した数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の１を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。
（損害賠償）
第１２条　乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（損害賠償の予定）
第１３条　乙は、第 10 条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の２に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第３号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年６月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
2　前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
（期限の利益の喪失）
第１４条　第 11 条第１項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。
（相殺予約）
第１５条　この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。
（権利の譲渡等）
第１６条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
（再委託等の禁止）
第１７条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
2　前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。
（秘密の保持）
第１８条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
（個人情報の保護）
第１８条の２　乙は、委託業務における個人情報の取扱いに係る京都府個人情報保護条例（平成８年京都府条例第１号。以下「条例」という。）第 10 条第１項に規定する必要な措置を講じなければならない。
2　乙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。

(2)　この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
(3)　この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
(4)　この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
(5)　この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
(6)　甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
(7)　この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
(8)　この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
(9)　この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は条例により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
(10)　甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
(11)　甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
(12)　前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

（関係法令の遵守）

第１９条　乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第２０条　この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 氏 名　京都府教育委員会

教育長　前 川　明 範　印

乙 住 所　〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名　〇〇〇〇〇〇　㊞

仕　様　書

1　業務名称

令和５年度府立高校生ハイブリッド型英語研修提供業務

2 目 的

国内にいながら、希望する府立高校生にハイレベルな英語力とより高い英語コミュニケーション能力を身に付けさせ、異文化理解の促進と意見を論理的に英語で表現する力の育成を目指す。

3　契約期間　契約締結日～ 令和５年8月31日

4　委託料

委託料は参加者1人当たりの単価契約とし、実績に基づき精算を行うこととする。ただし、参加者の決定時に最低催行人数（30名）に達しない場合は、委託者と協議の上、研修を中止することができることとするが、その場合、委託料の請求はできない。（参加者の決定は研修実施日の２カ月～１カ月前までに行う。）

5　履行場所

受託者が選定した場所

6　研修参加対象

府立高校に通う生徒のうち希望者

7　業務内容

対面とオンラインを併用したハイブリッド型英語研修（以下「研修」という。）の企画・運営・広報を行うこと。

（1）研修内容の企画・立案

ア 研修内容

- 「英語力向上研修」（英検２級相当）と「バーチャル異文化交流」（レベル不問）の2コースを設定すること。
- 「英語力向上研修」は、外国人留学生との複数回のグループセッションにより英語運用能力の向上を図るとともに、オンラインによる海外大学のキャンパスツアー等で海外留学や進学への意欲を高める内容とすること。
- 「バーチャル異文化交流」は、オンラインで海外の生活や文化に触れるバーチャル留学により異文化理解を促進するとともに、対面による留学生等との協働学習により英語運用能力の向上を図る内容とすること。
- 各コース50名程度とし、少なくとも2名のネイティブスピーカーが指導すること。
- 使用する教材についても実践しやすいものとし、効果的な自主学習を行える内容を、参加者に提供すること。
- オンラインで使う機材（タブレット、パソコン等）は受託者の負担で準備すること。
- 最終日に多文化共生等をテーマとしたプレゼンテーションコンテストを実施し、全員に対して修了証を発行すること。

イ 研修実施期間

- 長期休業期間中に３泊４日の研修を実施するものとする。

・日程については、以下の期間内で実施することを基本として、委託者との協議の上、設定すること。
令和５年７月 31日（月）～同 ８月 ４日（金）

（2）研修会場及び宿泊施設の確保

・公共交通機関を利用して参加できる立地にある京都府内の会場を確保すること。
・以下の条件を満たす宿泊施設を確保すること
　ア　安全、衛生、環境が十分に配慮され、良好であること。
　イ　消防法や建築基準などの防火安全基準に適合していること。
　ウ　旅館賠償責任保険に加入していること。
　エ　病気・事故等に備えて宿泊施設近隣に医療施設が確保できること。
　オ　十分な感染症対策が施されていること。
・研修会場から宿泊施設までの移動は参加者負担とするため、徒歩範囲内にすること。
・宿泊施設を近い範囲内で分散させることは可とする。

（3）運営

・受付や進行等、当日の運営業務を委託者と協議の上、行うこと。
・受託者は、業務が滞りなく遂行できるよう、常に連絡がとれる体制をとること。
・新型コロナウイルス感染症防止について、以下のとおり適切に対応すること。
　ア　国及び京都府が定めるイベント開催における対応方針並びに業界団体が定めるイベントガイドラインに沿って、適切な感染症対策を講じること。
　イ　会場各所へ、感染症拡大防止に必要な設備を施すこと。
　（例示）消毒液の設置、看板、パーテーション、アクリル板等
　ウ　状況に応じて、講師、スタッフ及び参加者へのフェイスシールドを準備すること。

（4）広報

・広報用の募集チラシを作成・印刷し、委託者が指定する場所に送付すること。
・募集チラシの構成及び印刷部数は委託者と協議し、決定すること。
　（参考）府立高校46校　部数：約1000部
・その他参加者募集方法については委託者と協議し、決定すること。

８　その他

（1）参加者１人あたりの契約金額

・研修会場使用料、宿泊費その他本仕様書に記載する全ての諸費用を含めること。
・ただし、参加者の食事代（1日目昼食～4日目昼食まで）は、受託者が参加者から別途徴収することとし契約金額に含めない。

（2）受託者の義務

受託者は、本業務の遂行に当たり関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解し、正確に業務を遂行すること。

（3）業務指示

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。

（4）機密の保持

受託者は、業務中に知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
また、参加者に関する個人情報の取扱いについては、契約書によること。

（5）事業内容の変更

受託者は、今後、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等で政府の方針が変更される等、当初予定してい

た内容での実施が困難な場合、契約金額（契約単価×予定数量）の範囲内にて代替案を提案し、委託者と協議の上、実行すること。

（6） 取消料の負担

以下のとおり取り扱うものとする。

① 委託者が事業の中止を判断する場合：委託者負担
② 参加者が自己都合により欠席する場合：参加者負担
③参加者自身が新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触による自宅待機等やむを得ない事情で欠席する場合：受託者負担

（7） 業務完了報告

受託者は研修終了後、速やかに事業完了報告書を提出すること。

（8） その他

契約書及びこの仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者が受託者と協議して決定するものとする。